

プリンティングソフトウェア、フォントプログラムおよびソフトウェアについて

本パッケージにはコニカミノルタ株式会社（以下、「KMI」）より提供される、プリンタシステムの一部を構成するソフトウェア（以下、「プリンティングソフトウェア」）、特殊な暗号化フォーマットにデジタルコード化された機械可読アウトラインデータ（以下、「フォントプログラム」）、その他プリンティングソフトウェアと連動しコンピュータシステム上で動作するソフトウェア（以下、「ホストソフトウェア」）、そして関連する説明資料（以下、「ドキュメンテーション」）が含まれています。

本契約において「本ソフトウェア」とはプリンティングソフトウェア、フォントプログラム、ホストソフトウェアの総称で、それら全てのアップグレード版、修正版、追加版、複製物を含みます。

これはライセンス契約であり、売買のための契約ではありません。本ソフトウェアは以下の条件の下でお客様にご使用いただいております。

以下ご同意くださった場合に限り、本ソフトウェア及びドキュメンテーションを使用することのできる非独占的、譲渡不可のライセンスをKMIにより付与いたします。

1. お客様は、お客様の日常業務での使用目的に限り、本ソフトウェアおよび、それに伴うフォントプログラムを使用することができます。
2. 上記1.に定義されているフォントプログラムのライセンスに加え、お客様は、フォントの重み、スタイル、文字・数字・シンボルのバージョンをプリンティングソフトウェアを使用するコンピュータにおいて再生表示することができます。
3. お客様はバックアップ用にホストソフトウェアをひとつ複製することができます。ただし、その複製物はいかなるコンピュータにおいてもインストールあるいは使用されないことを条件とします。ただし、プリンティングソフトウェアが実行されているプリンティングシステムと使用するときに限り、ホストソフトウェアを複数のコンピュータにインストールすることができます。
4. 本契約の元、お客様はライセンサーとしてのソフトウェア及びドキュメンテーションに対する権利及び所有権を第三者（以下、譲受人）に譲渡することができます。ただし、お客様が当該譲受人にソフトウェアやドキュメンテーションおよびそれらの複製物の全てを譲渡し、当該譲受人が本契約の諸条件について同意している場合に限ります。
5. お客様は本ソフトウェアやドキュメンテーションを変更、改作、翻訳したりすることはできません。
6. お客様は本ソフトウェアを改造、逆アセンブル、暗号解読、リバースエンジニアリング、逆コンパイルすることはできません。
7. 本ソフトウェア、ドキュメンテーション、及びそれらの複製物に対する権利および所有権その他の権利は全てKMI及びそのライセンサーに帰属します。
8. お客様は、ご自身が使用されない本ソフトウェアあるいはその複製物、または未使用的記憶媒体に収められた本ソフトウェアを貸与、リース、使用許諾、譲渡することはできません。ただし、上述の、全ての本ソフトウェア及びドキュメンテーションを永久的に譲渡する場合を除きます。
9. KMI及びそのライセンサーは、損害が生じる可能性について報告を受けていたとしても、本ソフトウェアの使用に付随または関連して生ずる間接的、懲罰的あるいは実害、利益損失、財産損失についていかなる場合においても、また第三者からのいかなるクレームに対しても一切の責任を負いません。KMI及びそのライセンサーは、本ソフトウェアの使用に関して、明示であるか黙示であるかを問わず、商品性または特定の用途への適合性、所有権、第3者の権利を侵害しないことへの保証を含むがこれに限定されず、すべての保証を否認します。ある国や司法機関、行政によっては付隨的、間接的、あるいは実害の例外あるいは限定が認められず、お客様に上記の制限はあてはまらない場合もあります。
10. Notice to Government End Users（本規定に関して：本規定は米国政府機関のエンドユーザー以外の方には適用されません。）The Software is a "commercial item," as that term is defined at 48C.F.R.2.101, consisting of "commercial computer software" and "commercial computer software documentation," as such terms are used in 48 C.F.R. 12.212. Consistent with 48 C.F.R. 12.212 and 48 C.F.R. 227.7202-1 through 227.7202-4, all U.S. Government End Users acquire the Software with only those rights set forth herein.
11. 本ソフトウェアをいかなる国においても輸出管理に関連した法規制に違反した形で輸出することはできません。
12. 米国合衆国カリフォルニア95110-2740、サンノゼ、パークアベニュー、345、アドビ・システムズ・インコーポレーテッド（アドビ）は、お客様の本ソフトウェアの使用に関するか条項について本使用許諾契約書の利害関係者（第三者受益人）であり、KMIの他にアドビもまたこれら条項の遵守をお客様に直接要求することができます。

本ソフトウェアについて

このソフトウェア（以下、本ソフトウェアといいます）のパッケージを開封される前に、または本ソフトウェアをダウンロード、インストールもしくは使用を開始される前に、このソフトウェア使用許諾契約書（以下、本契約といいます。）をよくお読みください。お客様が本ソフトウェアのパッケージを開封、本ソフトウェアのダウンロード、インストールまたは使用を開始された場合、本契約に同意されたものとみなされます。本契約に同意いただけない場合は、本ソフトウェアのパッケージの開封、本ソフトウェアのダウンロード、インストール、使用のいずれも行うことはできません。

1. 著作権及びその他の知的財産権

本契約は使用許諾契約であって、売買契約ではありません。コニカミノルタ株式会社（以下、コニカミノルタといいます）は、本ソフトウェアにかかる著作権及びその他の知的財産権を自ら所有するか、または当該権利の所有者（以下、コニカミノルタのライセンサーといいます）からその使用権の許諾を受けています。本ソフトウェア及びその複製物にかかるいかなる権利もコニカミノルタまたはコニカミノルタのライセンサーによって所有されています。本契約は、コニカミノルタ又はコニカミノルタのライセンサーからお客様に対して、本ソフトウェアにかかるいかなる著作権及びその他の知的財産権を譲渡するものではありません。本ソフトウェアは、著作権法及び国際条約により保護されています。

2. 使用許諾

コニカミノルタは、お客様に対して、非独占的かつ限定的な使用権を許諾いたします。当該使用権に基づいてお客様は以下を行うことができます。

- (i) 本ソフトウェアを、お客様の管理下にあるコンピューターにインストールし、使用すること。但し、本ソフトウェアに対応するコニカミノルタ製品と接続されているコンピューターに限ります。
- (ii) 上記コンピューターのユーザーに本ソフトウェアを使用させること。但し、かかるユーザーに本契約の定めを遵守させることを条件とします。
- (iii) お客様の日常業務又は個人的利用のためにのみ本ソフトウェアを使用すること。
- (iv) バックアップの目的に限り、本ソフトウェアの複製物を1部作成すること。
- (v) 本契約のコピー及び全ての関連書類と一緒に本ソフトウェアを第三者に譲渡すること。ただしこの場合には、お客様は、譲渡に当たって、①かかる第三者に本契約の条件に同意されること、及び、②お客様が所有する本ソフトウェアの複製物を全てかかる第三者に譲渡、またはお客様の責任で破壊するかのいずれかを行っていただくことを条件とします。かかる譲渡によって、コニカミノルタからのお客様への使用許諾は終了します。

3. 制限

- (1) お客様はコニカミノルタの書面による事前同意を得ることなく、以下の行為を行うことはできません。
 - (i) 本契約で許諾されている範囲を超えて、本ソフトウェア及びその複製物を使用、複製、改変、結合又は譲渡すること
 - (ii) リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルまたはその他の方法で本ソフトウェアを解析すること
 - (iii) 本ソフトウェア及びその複製物を再使用許諾、レンタル、リース又は頒布すること
 - (iv) 本ソフトウェアに付けられている商標、ロゴ、著作権表示、シンボル及びラベルを除去すること、使用すること又は変更すること
- (2) お客様は、いかなる国の適用可能な輸出管理法規や規則に違反して、本ソフトウェアを輸出しないことに同意するものとします。

4. 保証の否認・免責

- (1) 本ソフトウェアがCD-ROM又はデジタルデータを保存するその他の有体の記憶媒体（以下、記憶媒体といいます）にて供給された場合、コニカミノルタはお客様に対し、かかる供給の日から90日間、記憶媒体に瑕疵のないことを保証いたします。本ソフトウェアは現状のままにてお客様に提供されるものであり、この記憶媒体に対する保証を除いて、コニカミノルタ、その関連会社、及びコニカミノルタのライセンサーは、本ソフトウェアに関し明示又は黙示を問わず、いかなる保証（商品性、特定の目的に対する適合性、第三者の権利を侵害しない旨の保証を含みますがそれらに限定されません。）もいたしません。
- (2) 本ソフトウェアのインストール又は使用、不使用又は使用不能に関連してお客様に発生する一切の損害（事業利益の損失、情報の損失を含みますがそれらに限定されません。）、お客様の逸失利益その他の派生的または付随的損害、及び第三者からお客様になされた損害賠償請求に基づく損害について、コニカミノルタ、その関連会社またはコニカミノルタのライセンサーは、法律で許される最大限の範囲において、一切責任を負担いたしません。たとえコニカミノルタ、その関連会社またはコニカミノルタのライセンサーがかかる損害を予測できた場合、また事前にその可能性について知らされていた場合であっても同様とします。

5. 契約の終了

お客様はいつでも、本ソフトウェアとその複製物の全てを破棄することにより本使用許諾を終了させることができます。また、お客様が本契約の条件に反したときには、本契約はただちに終了します。お客様は、本契約の終了とともに、ただちに本ソフトウェアとその複製物の全てを廃棄いただかねばなりません。

6. 準拠法
本契約は、日本国法に準拠するものとします。
7. 分離可能性
本契約の一部が裁判所等によって無効であると決定された場合でも、本契約その他の部分は当該判断に何ら影響を受けることなく完全に有効に存続するものとします。
8. NOTICE TO US GOVERNMENT END USERS
The Software is a "commercial item," as that term is defined at 48 C.F.R. 2.101 (October 1995), consisting of "commercial computer software" and "commercial computer software documentation," as such terms are used in 48 C.F.R. 12.212 (September 1995). Consistent with 48 C.F.R. 12.212 and 48 C.F.R. 227.7202-1 through 227.7202-4 (June 1995), all U.S. Government End Users shall acquire the Software with only those rights set forth herein.